

# 仕 様 書

- 1 業務名  
　　堺市立学校児童生徒心臓検診業務
- 2 履行場所  
　　堺市立各小学校・中学校・高等学校・支援学校及び教育支援教室
- 3 履行期間  
　　履行期間は、契約締結日から令和11年3月31日までとする。
- 4 基本的事項  
　　本業務を実施するにあたっては、「学校保健安全法」「医療法」その他関係法規を遵守し、常に正確な検診結果を提供すべく本仕様書並びに契約書に従い履行しなければならない。  
　　また、本業務に必要な関係官公署への手続きは、受注者が迅速に処理し、その費用は受注者の負担とする。
- 5 検診実施期間  
　　毎年小学校、支援学校、中学校、高等学校（全日制）、高等学校（定時制）は4月1日から6月上旬までの本市が指定する日  
　　ただし、小学校（美原区除く）について、上記の期間に困難な場合は、9月初旬から10月末までの本市が指定する日でもよい。  
　　毎年学校巡回日程については各学校と調整し、本市の承認を得て決定する。
- 6 学校一覧  
　　別表のとおり 141校・教育支援教室4室  
　　（学校数は統廃合により変動することがある）
- 7 検体予定件数（予定期数は変動がある）

十二誘導心電図	令和8年度：	15, 531件
	令和9年度：	15, 531件
	令和10年度：	15, 531件
心音	令和8年度：	50件
	令和9年度：	50件
	令和10年度：	50件
- 8 現場責任者
  - (1) 検診機関は検診会場の現場責任者を選任し、本市の承認を得ること。
  - (2) 現場責任者に変更があるときは、速やかに本市へ連絡し承認を得ること。
  - (3) 現場責任者は「従事者名簿」（氏名、職種、資格）を提示すると共に、従事者への「作業指示書」を提出すること。
  - (4) 現場責任者は、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負うこと。
  - (5) 現場責任者は検診業務中の安全衛生管理に十分留意し、事故が起こらないよう注意すること。
  - (6) 現場責任者は常に所在を明らかにし、連絡がとれるようにすること。
- 9 従事者
  - (1) 検診業務は医師、または医師の指導のもとに看護師、臨床検診技師が行うこと。
  - (2) 検診業務の従事者は清潔な白衣あるいは制服等を着用し、胸には名札をつけること。
  - (3) 検診業務の従事者は業務中言動に注意し、受検者その他に不快感を与えないこと。
  - (4) 検診業務の従事者は業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- 10 廃棄物の処理
  - (1) 検診の実施に伴って発生する廃棄物は検診機関が責任を持って処分すること。
  - (2) 廃棄物の処分に要する経費は検診機関の負担とする。
- 11 検診業務に係る経費の負担  
　　検診業務用使用機材（機器、備品等）、衛生関係消耗品及び一般消耗品、本市が指定する諸用紙、データ処理、会場設置・撤収、受付、誘導及び他業務にかかる人件費等は実施機関の負担とする。

## 12 個人情報等の保護

個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、「個人情報等の保護に係る誓約書」を提出すること。

## 13 検診業務内容

### (1) 対象者

- ①定期
  - ・小学校 1年生児童全員
  - ・中学校 1年生生徒全員
  - ・高等学校 1年生生徒全員
  - ・支援学校小学部 1年生児童全員
  - ・支援学校中学部 1年生生徒全員
- ②追加
  - ・堺市以外からの転入児童生徒
  - ・健康診断で異常のあった者
- ③追跡
  - ・前年度までの検診において、E以上の判定を受けた児童生徒全員

### (2) 日程調整

各学校の行事予定を考慮し、学校巡回日程表(案)を作成する。  
各学校と巡回日程の調整を行い、学校巡回日程表(確定)を作成する。  
学校巡回日程表(確定)を本市へ提出し、承認を得ること。

### (3) 会場設営

学校を巡回し、学校にて確保された会場にて検診業務が効率よく遂行されるよう必要な設営を行う。  
検診会場によっては交流の混入が起こりやすいので、必ず心電計の接地（アース）を行うこと。

## 14 検診内容

- ①各学校が作成する心電図受検者名簿の順に従い心電図検診を行う。

\* 1 2誘導心電図(25秒程度)及び2誘導(20心拍程度)記録  
不整脈が見られたときは適宜20～25秒程度記録  
本市から指示がある場合は心音図検診を行う

\* 支援学校については必要に応じた記録時間の延長を行うこと。

- ②小児・若年者心電図判読に習熟した医師による判読（オーバーリード）を行うこと。

- ③心電図記録用は、本市指定の心電図カルテにホッチキスで貼り付ける。

- ④各児童生徒の心電図を学校に提出すること。

- ⑤本市から指示がある場合はすみやかにとり直しを実施すること。

とり直しについては、日程を調整し学校を巡回する。費用については、実施機関の負担とする。

### ⑥未受検者の取り扱いについて

欠席等により受検できなかった児童生徒については、学校と日程を調整し受検日を設ける。未受検者の対応として別途に日程を1回設定すること。ただし、必要があれば再度2回目の設定を行うこと。

- ⑦受検明細書に学校名、受検日、受検者数を記入し、学校の担当者の検収印を得る。

- ⑧検診終了後速やかに各学校受検明細書および学校別受検者数集計表を本市に提出すること。

## 15 心電図検診に使用する機器等

- ①各年齢、性別に応じた小児用心電図判読プログラムに対応した心電図自動解析装置（日本小児循環器学会の「学校心臓検診2次対象者抽出のガイドライン」対応）を使用すること。
- ②事前に機器・備品の点検整備をすること。
- ③心電図検診に使用するベッドは、学校からの要望があれば検診機関で確保すること。ベッドの幅や硬さ等、心電図検診に適したものとすること。

## 16 注意事項

- ・検診にあたっては児童生徒に対して、検診に対する不安や緊張を取り除き、安定した状態で精度の高い検診を行うこと。
- ・検診にあたって、児童生徒の身体に付着した汚れ等は、そのつど、清潔なティッシュ・ペーパー等で拭き取ること。
- ・児童生徒数に応じて複数の心電計を使用すること。予定の時間を厳守し、学校の授業や食事時間等に支障のないようにすること。
- ・アーチファクト（交流や筋電図の混入、基線の動搖等）が入った場合は取り直しをすること。
- ・電極の付け間違い、位置のずれがないよう、記録した波形が正しく記録されているか確認すること。
- ・心電図を心電図カルテに貼りつける際に、貼り間違いがないように十分注意をすること。

## 17 その他の事項

本仕様書に定めのない項目については、必要な都度、本市と検診機関で協議を行い決定するものとする。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。